

理事の設置に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、千葉県立成田北高等学校同窓会 黎明会（以下、「本会」という）の円滑な運営と継続性を確保するため、会則第74条第1項の定めに基づき、理事の設置に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（理事の設置）

第2条 本会は、次の理事を置くことができるものとする。

- （1） 顧問理事
- （2） 執行理事

（理事の選任）

第3条 顧問理事は、退任した次の執行役員が就任する。

- （1） 会 長
- （2） 副会長
- （3） 書 記
- （4） 会 計
- （5） 監 事

2 執行理事は、前項各号の中から会長が推薦し、役員会の承認により選任する。

（理事の職務・権限）

第4条 理事は、執行役員を補佐する。

2 理事は、執行役員の依頼により役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

（理事の任期）

第5条 顧問理事は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時を以って退任する。

2 執行理事は、その任期を定めないものとする。

（理事の解任）

第6条 理事は、役員会の決議によって解任することができる。

(理事の報酬及び費用)

第7条 理事は無報酬とする。

2 理事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事の損害賠償責任の免除)

第8条 理事がその職務を行った結果、不幸にして本会に損害が発生した場合、役員会の決議により賠償責任の一部又は全部を免除することができる。

2 会長は、前項を適用した場合、総会に報告しなければならない。

(変更)

第9条 この要綱は、役員会の決議によって変更することができる。

(委任)

第10条 この要綱によりがたい場合は、役員会での決議により別に定めるものとする。

附 則

1 本要綱は、役員会の承認のあった日（令和2年9月26日）より施行する。